

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年5月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 ①「保育の必要性の認定」の要件確認 ②施設利用者に関する情報管理 ③利用者負担額の算定及び徴収 ④負担額収納情報の管理 ⑤行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークに提供する。 ⑥番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークを使用して取得する。 ⑦現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに転記する。</p>
③システムの名称	保育所入所管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定教育・保育施設利用者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第8、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8、68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12条、59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもみらい部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こどもみらい部 こども支援課 〒970-8686 いわき市平字梅本21 電話:0246-22-7458 FAX:0246-22-7554

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	保育所入所管理システム、住民記録システム、ホストシステム(個人住民税)、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー	保育所入所管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1表 別表第1の8項、94項	番号法第9条第1表 別表第1の8項、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8、68条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第13、116項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第13、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10の3、12、59の2条	事後	
平成29年4月1日	I 5②所属長	こども支援課長 山形 純一	こども支援課長 志賀 大祐	事後	
平成30年4月1日	I 5②所属長	こども支援課長 志賀 大祐	こども支援課長 小島 誠一	事後	
平成31年2月12日	I 5②所属長の役職	こども支援課長 小島 誠一	こども支援課長	事後	
平成31年2月12日	II 1いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年2月12日	II 2いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第13、116項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第13、116項	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務を行う。 【内容】 ①「保育の必要性の認定」の要件確認 ②施設利用者に関する情報管理 ③利用者負担額の算定及び徴収 ④負担額収納情報の管理 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークに提供する。 ⑥番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークを使用して取得する。	【概要】 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務を行う。 【内容】 ①「保育の必要性の認定」の要件確認 ②施設利用者に関する情報管理 ③利用者負担額の算定及び徴収 ④負担額収納情報の管理 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークに提供する。 ⑥番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークを使用して取得する。 ⑦現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	保育所入所管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー	保育所入所管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月1日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月1日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10の3、12、59の2条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第13、16、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、12条、59条の2の2	事後	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務を行う。 【内容】 ①「保育の必要性の認定」の要件確認 ②施設利用者に関する情報管理 ③利用者負担額の算定及び徴収 ④負担額収納情報の管理 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークに提供する。 ⑥番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークを使用して取得する。 ⑦現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領	【概要】 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務を行う。 【内容】 ①「保育の必要性の認定」の要件確認 ②施設利用者に関する情報管理 ③利用者負担額の算定及び徴収 ④負担額収納情報の管理 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークに提供する。 ⑥番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークを使用して取得する。 ⑦現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに転記する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報をファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	保育所入所管理システム、中間サーバー、団 体内統合利用番号連携サーバー、サービス検 索・電子申請機能	保育所入所管理システム、中間サーバー、団 体内統合利用番号連携サーバー、サービス検 索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和6年5月24日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	